

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る個人事業税の減免取扱要領 (平成22年7月2日付22主課課第34号)の主な改正点について

令和8年4月1日

- ・不動産登記の登記事項証明書を提出書類から削除しました。
- ・一部条文表記に関する訂正を行いました。

令和5年4月1日

- ・一部様式の表記に関する訂正を行いました。

令和3年4月1日

- ・一部条文表記に関する訂正を行いました。

平成31年4月1日

- ・減免申請に係る様式の「平成」表記を削除しました。

平成27年4月1日

- ・指定地球温暖化対策事業所相当事業所について明記しました。
- ・他の優遇措置の適用を受けた設備について、都の助成を受けた設備は、対象設備とはならない旨を明記しました。

平成23年4月1日

- ・減免申請に係る様式を定めました。
- ・減免の不許可基準を明記しました。
- ・減免未済額がある場合の減免申請手続を明記しました。
- ・報告書等の提出の対象とならない信託の受益者について明記しました